

■入寮案内・規定

1. 入寮申込み

入寮を希望する場合は、遅くとも来日の2週間前までに申し込んで下さい。

いったん入寮の申込みをしたら、ビザが発給されず来日できなくなった場合を除き、原則、入寮の取消しはできません。正当な理由なく、入寮の取消しや入寮を拒否しても寮費の返還はできません。

2. 必要となる費用

(1) 入寮費

入寮費として(家賃とは別に)50,000円を入寮前に納める。

(2) 家賃

家賃は入寮の時期にかかわらず半年分を一括で前払いしてもらおう。

【1ヶ月の家賃】

一部屋あたり寮費	同居人数	一人あたり寮費
50,000円	2人	25,000円

※ 一部屋あたりの寮費(50,000円)を払えば、一人で住むこともできます。

寮費の計算例(入寮時、半年分)

<二人で住む場合>

入寮時に必要な費用	
入寮費	50,000円
家賃	25,000円 × 6ヶ月分 = 150,000円
合計	200,000円

<一人で住む場合>

入寮時に必要な費用	
入寮費	50,000円
家賃	50,000円 × 6ヶ月分 = 300,000円
合計	350,000円

入寮費と家賃は、初年度の学費と合わせて納付して下さい。

(3) 光熱費(電気、ガス、水道料金)

電気	実際に使用した分(1ヵ月分)をまとめて、学校から請求するので、指定された期日までに各自コンビニ等で支払って下さい。尚、料金は、原則、同居人と半分ずつ負担して下さい。
ガス	
水道	家賃に含まれているので、別途支払う必要はありません。

3. 入寮期間

入寮期間は、4月～9月または10月～3月とし、6ヶ月間ごとに更新する。

期間中の途中退寮は原則認められません(退寮の時期は3月末又は9月末とする)。

4. 入寮期間の延長

入寮期間の延長を希望する者は、学校が指定する日(8月下旬、または2月下旬)までに、学校に入寮の継続を申し出て下さい。

ただし、同居人が入寮期間の延長を希望せず、一人でその部屋を使用する場合は、ひと部屋分の家賃を支払ってもらいます。

5. 途中退寮

期間の途中で退寮する場合でも、既に支払った寮費は返還できません。

また半年後、入寮を継続した場合で、学校の許可を得て、寮費を毎月支払うことにしていた学生が、途中で退寮する場合は、9月(又は3月)までの半年分の家賃を全て支払ってもらいます。

6. 罰則規定

寮の部屋を汚したり、壊したりした場合は、その原因を作った者に修理代を負担してもらいます。

原因を作った者が特定できない場合は、同居人で相談するか、半分ずつ負担してもらいます。

近隣住民から、苦情(騒音など)が出た場合は、退寮してもらうことがあります。

(ただし、その場合でも、一旦納付された寮費は返還できません。)

7. 設備、備品等

部屋の広さ・・・約23㎡

トイレ、ユニットバス、エアコン、電気又はガスコンロ、冷蔵庫、二段ベット(布団付き)、机、椅子、電子レンジ、食器など

8. 注意事項

- (1) 21:00以降は、大きな声で話したり、騒いだりして同居人や近隣住民に迷惑をかけないようにして下さい。
- (2) 原則、21:00以降は他の部屋を訪問してはいけません。
- (3) 靴は玄関で脱ぐこと。決して土足で(靴を履いたまま)部屋に入らないで下さい。
- (4) 共用部分(廊下、エレベーター内、非常階段など)では走ったり、携帯電話を使用するなどして、騒音を出さないで下さい。また火災報知器が作動する可能性があるため、共用部分ではタバコを吸ってはいけません。
- (5) ドアを閉めるときは、静かに閉めて下さい。乱暴に閉めて、大きな音を出さないこと。
- (6) 台所、トイレ、バス(お風呂)などは定期的に掃除をして清潔に使用して下さい。
- (7) 自転車は自転車置き場に駐輪して下さい。自転車置き場が無い場合は、邪魔にならない場所に駐輪して下さい。
- (8) ゴミの種類(可燃ゴミ、プラスチックゴミ、ペットボトル・缶)と出してよい曜日が決まっているので、ルールを守って、当日の朝、ゴミを出して下さい。
- (9) 学校の許可を得ず、友人、知人を宿泊させてはいけません。
- (10) 退寮する時は、入寮した時と同じように、きれいに掃除してから退去して下さい。
- (11) 同居人は、来日の時期などを考慮して、学校が指定します。
- (12) 同居人は原則、退寮するまで変更しませんが、止むを得ない事情が発生した場合は、学校が同居人の変更を指示することがあります。
- (13) 同居人との間でトラブルが発生した場合は、学校に連絡すること。
ただし、その問題が同居人の変更や退寮の為の、止むを得ない理由かどうかは、学校が判断するものであり、学校が引き続き入寮(同居)を勧告した場合は、指示に従って下さい。
食生活や生活習慣の違い、アルバイトの勤務時間、趣味や性格の違いは、「止むを得ない理由」には該当しないので、お互いが、相手の迷惑にならないように配慮しながら生活して下さい。

以上